

グループホーム桃太郎運営規程

【事業の目的】

第 1 条 株式会社ニックスが開設するグループホーム 桃太郎（以下「事業所」という。）が行う（介護予防）認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）は、要介護又は要支援 2 であって認知症の状態にあるものに対し尊厳を守り、適切な（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第 2 条 事業所の介護従業者は、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業を提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

【事業所の名称及び所在地】

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム桃太郎
- (2) 所在地 広島市西区小戸町一丁目 8 番 1 号

【従業者の職種、員数及び職務内容】

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 2 名
計画作成担当者は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下「サービス計画」という。）の作成を担当する。
- (3) 介護従業者 13 名以上
介護従業者は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供する。

【（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用定員】

第 5 条 （介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の総定員数 18 名
- (2) ユニット毎の定員数 1 ユニット 9 名

【（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容】

第 6 条 （介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 機能訓練
- (4) 相談、援助

【利用料その他の費用の額】

第 7 条 （介護予防）認知症対応型共同生活介護の事業を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、次に挙げる項目について、別に利用料の支払いを受ける。

- (1) 食事代として、朝食 350 円、昼食 550 円、夕食 550 円、おやつ 50 円を徴収する。
- (2) やわらか食などの特食の場合は朝食、昼食、夕食それぞれ 650 円を徴収する。
- (3) 前項の規定するもののほか、事業の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが、適当と認められる費用につき実費で徴収する。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

【入居に当たっての留意事項】

第 8 条 利用者は、入居に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵さないこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼさないこと。
- (3) 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害さないこと。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いないこと。
- (5) 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出さないこと。

【サービス計画の作成】

第 9 条 （介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供開始の際、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別にサービス計画を作成する。

2 サービス計画の作成、変更の際は、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

【衛生管理】

第 10 条 事業所は、職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、設備、備品、及び飲料水などの衛生管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

3 事業所は、感染性の発生防止またはまん延防止のために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年 2 回以上実施する。

【秘密の保持】

第 11 条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報の内容をみだりに他人に洩らしたり、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 事業所は、秘密保持誓約書に利用者又はその家族の個人情報の保持に関する内容を明記し、職員に署名をさせるものとする。

【非常災害対策】

第 12 条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年 2 回以上、避難・救出訓練を行う。

2 事業所は、災害等によりライフラインが停止した場合に備えて、利用者が 3 日間過ごせるだけの飲料水及び食料を備蓄する。

【身体的拘束に係る規定】

第 13 条 事業所は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。

2 緊急やむを得ず実施する場合は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 関係従業者が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のための体制を整える。
- (2) 身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するため、具体的な手順を定める。
- (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明を行う。
- (4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者等又はその家族への説明を行う。
- (5) 身体的拘束解消後の妥当性の検証作業の実施及びその記録を作成する。

3 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 身体拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する。

【虐待防止について】

第14条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための研修を年2回以上実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市に通報するものとする。

3 従業者は高齢者虐待の通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

【緊急時等の対応方法】

第15条 職員は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が発生した時は、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

【事故発生時の対応】

第16条 事業所は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により、事故が発生した場合、速やかに市町村、当該利用者の家族等緊急連絡先、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により損害すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。ただし、事業者に故意、過失がない場合は、この限りではない。

【苦情等の対応】

第17条 提供した（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容に配慮して必要な措置を講じるものとする。

2 提供した（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めに応じ保険者が行う調査に協力するとともに、保険者からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関わる利用者の苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

【記録の整備及び保存】

第 18 条 事業所は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関わる職員、設備備品及び会計に関する記録を整備し、保存するものとする。

2 事業所は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 介護サービス計画書（第 1 表）
- (2) サービス担当学会議の要点（第 5 表）
- (3) 介護報酬の告示、解釈通知上において作成する事とされている書類
- (4) 従業者の雇用関係・辞令・経歴等、従業者の有する免状・資格証・研修修了証等に関する記録
- (5) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- (6) 出勤簿など従業者の出退勤時間・勤務実態に関する記録
- (7) 重要事項説明書、契約書
- (8) 介護日誌、利用者ごとの日々の記録

【業務継続計画の策定等】

第 19 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【協力医療機関等】

第 20 条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。

6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるよう、できる限り努めるものとする。

7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

8 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

【その他運営に関する重要事項】

第21条 事業所は、管理者及び介護従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3月以内

(2) 現任研修 年2回

(3) 管理者研修 随時

(4) その他の研修 随時

2 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、適切な（予防）認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社ニックスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 3 月 21 日から改定施行する。

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から改定施行する。

この規程は、平成 31 年 5 月 26 日から改定施行する。

この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から改定施行する。

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から改定施行する。

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から改定施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 17 日から改定施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規程は、令和 7 年 8 月 1 日から改定施行する。